## Ⅳ 参考資料

参考資料 1	水道法施行規則で定める検査頻度	 175
参考資料 2	水質検査方法	 176
参考資料3	水質基準項目解説	 178

## 参考資料 1 水道法施行規則\*1で定める検査頻度

	水質基準項目		検査回数	検査回数
番号	項目	分類	快鱼巴剱	の減
基 01	一般細菌	病原	概ね1月に1回以上	不可
基 02	大腸菌	生物	「	\[\ \ \  \]
基 03	カドミウム及びその化合物			
基 04	水銀及びその化合物			
基 05	セレン及びその化合物	△屋	無わり日に1回以上	40 0 1.42M
基 06	鉛及びその化合物	金属	概ね3月に1回以上	*2 のとおり
基 07	ヒ素及びその化合物			
基 08	六価クロム化合物			
基 09	亜硝酸態窒素		概ね3月に1回以上	*2 のとおり
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	無機	概ね3月に1回以上	不可
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	物質		
基 12	フッ素及びその化合物			
基 13	ホウ素及びその化合物	金属		
基 14	四塩化炭素			
基 15	1,4-ジオキサン	_		
# 10	シス-1,2-ジクロロエチレン及び	般	概ね3月に1回以上	*2 のとおり
基 16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	有機		
基 17	ジクロロメタン	化		
基 18	テトラクロロエチレン	般有機化学物質		
基 19	トリクロロエチレン	物		
基 20	ベンゼン	貝		
基 21	塩素酸			不可
基 22	クロロ酢酸			
基 23	クロロホルム			
基 24	ジクロロ酢酸	沿		
基 25	ジブロモクロロメタン	消毒副生成物		
基 26	臭素酸	副	概ね3月に1回以上	
基 27	総トリハロメタン	生成	MAG O THE LEWIS	
基 28	トリクロロ酢酸	物		
基 29	ブロモジクロロメタン			
基 30	ブロモホルム			
基 31	ホルムアルデヒド			
基 32	亜鉛及びその化合物	-		
基 33	アルミニウム及びその化合物			
基 34	鉄及びその化合物	金属	概ね3月に1回以上	*2 のとおり
基 35	銅及びその化合物			
基 36	ナトリウム及びその化合物	味覚		
基 37	マンガン及びその化合物	色		
基 38	塩化物イオン		概ね1月に1回以上	*3 のとおり
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	味覚	174 - 741 - 4 HOTE	0 12 (40)
基 40	蒸発残留物	71.90	概ね3月に1回以上	*2 のとおり
基 41	陰イオン界面活性剤	発泡	WHITE OF THE PROPERTY OF THE P	<u> </u>
基 42	ジェオスミン	かび臭	□ 概ね月 1 回以上(産出する藻類の発生が少なく、検	_
基 43	2-メチルイソボルネオール	物質	査を行う必要がないことが明らかであるときを除く)	不可
基 44	非イオン界面活性剤	発泡	- 概わ3月に1回以上	_
基 45	フェノール類	におい		*2 のとおり
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	味覚		
基 47	pH值			
基 48	味	基		
基 49	臭気	基礎的性状	概ね1月に1回以上	*3 のとおり
基 50		性		ı
基 50		状		
		L		

<sup>\*1</sup> 水道法施行規則第15条

<sup>\*2</sup> 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の5分の1以下である時は概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

<sup>\*3</sup> 連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。

参考資料2-1 水質検査方法(水質基準項目)

番号   項目   基準値 (mg/L)     基 01 一般細菌   100 集落以下/mL 標準寒天培	水質検査方法*
	<b>计</b> 地法
基 02   大腸菌   検出せず   特定酵素基	
	ラズマ-質量分析装置による一斉分析法
	京子吸光光度法
	ディスプルス伝 ディア・ 質量分析装置による一斉分析法
	ラズマ-質量分析装置による一斉分析法
	ラスマー質量分析装置による一斉分析法
	ラズマ-質量分析装置による一斉分析法
	/^ ヾ‐貝重ガが表画による一年ガが伝 パグラフ(陰イオン)による一斉分析法
	パグラフ・ポストカラム吸光光度法
	^^クノノ-^^^///
	トグラフ(陰イオン)による一斉分析法 ニブュ (既見のに)は異による。 さいだけ
	ラズマ-質量分析装置による一斉分析法
	プ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
	プ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
一 トランス-1,2-シグロロエナレン	プ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
	プ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
	プ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
基 19 トリクロロエチレン 0.01 以下 パージトラッ	プ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 20 ベンゼン 0.01 以下 パージトラッ	プ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 21 塩素酸 0.6 以下 イオンクロマ	トグラフ法
<del>                                    </del>	導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 グラフ-質量分析計による一斉分析法
基 23 クロロホルム 0.06 以下 パージトラッ	プ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
	導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 グラフ-質量分析計による一斉分析法
基 25 ジブロモクロロメタン 0.1 以下 パージトラッ	プ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
基 26 臭素酸 0.01 以下 イオンクロマ	トグラフ・ポストカラム吸光光度法
基 27 総トリハロメタン 0.1 以下 パージトラッ	プ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
	導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 グラフ-質量分析計による一斉分析法
基 29 ブロモジクロロメタン 0.03 以下 パージトラッ	プ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
基 30 ブロモホルム 0.09 以下 パージトラッ	プ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
其 31 ホルムアルデヒド 0.08 以下 溶媒抽出-誘	導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法 体クロマトグラフ-質量分析法
	ラズマ-質量分析装置による一斉分析法
	ラズマ-質量分析装置による一斉分析法
	ラズマ-質量分析装置による一斉分析法
	ラズマ-質量分析装置による一斉分析法
	トグラフ (陽イオン)による一斉分析法
	ラズマ-質量分析装置による一斉分析法
	/^ ヾ‐貝重ガが表画による一年ガが伝 パグラフ(陰イオン)による一斉分析法
	^^グラフ (陰イオン)による一斉分析法 ^トグラフ (陽イオン)による一斉分析法
	コンファ (物1タイルによる一年)が(伝
基 40 蒸発残留物   500 以下   重量法     其 41 除 分次 用 五 5 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	京本が1470-01パニッド
	高速液体クロマトグラフ法
	プ・ガスクロマトグラフ・質量分析法
	プーガスクロマトグラフ・質量分析法
因相抽出-誘	高速液体クロマトグラフ法、固相抽出-吸光光度法 導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基 45 フェノール類 0.005 以下 固相抽出-液	体クロマトグラフ-質量分析法
基 46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) 3 以下 全有機炭素 (TOC) の量 3 以下 3 以下 2 有機炭素 (TOC) の量 3 以下 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3	
基 47 pH値 5.8~8.6 ガラス電極沿	齿
基 48 味   異常でないこと   官能法	
基 49 臭気 異常でないこと 官能法	
基 50 色度 5 度以下 透過光測定	
基 51   濁度 2 度以下 積分球式光 ▼ 収式 15 年 7 日 29 日原生労働劣生元第 261 号(景级改正 今和 6 年 2	電光度法 ほか

<sup>\*</sup> 平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号(最終改正 令和 6 年 3 月 21 日厚生労働省告示第 99 号)

参考資料2-2 水質検査方法(水質管理目標設定項目)

	10000000000000000000000000000000000000		
番号	項目	目標値(mg/L)	水質検査方法*
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
目 02	ウラン及びその化合物	0.002以下(暫定)	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	誘導結合プラスマー質量分析装置による一斉分析法
目 04	削除	削除	削除
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
目 06	削除	削除	削除
目 07	削除	削除	削除
目 08	トルエン	0.4 以下	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
目 10	亜塩素酸	0.6 以下	_
目 11	削除	削除	削除
目 12	二酸化塩素	0.6 以下	_
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
目 14	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
目 15	農薬類	1以下	固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 他
目 16	残留塩素	1以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法 他
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
目 18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
目 19	遊離炭酸	20 以下	滴定法
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
目 21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 以下	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
目 22	過マンガン酸カリウム消費量	3以下	滴定法
目 23	臭気強度(TON)	3以下	官能法
目 24	蒸発残留物	30~200	重量法
目 25	濁度	1度以下	積分球式光電光度法 ほか
目 26	pH 値	7.5 程度	ガラス電極法
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	計算法
目 28	従属栄養細菌	2000 集落以下/mL (暫定)	R2A 寒天培地法
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	パージトラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析計による一斉分析法
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	誘導結合プラスマー質量分析装置による一斉分析法
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 直接注入-液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法

<sup>\*</sup> 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号(最終改正 令和 6 年 3 月 21 日健生水発 0321 第 1 号) 平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号(最終改正 令和 4 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 133 号)

参考資料3-1 水質基準項目解説(その1)\*

参考資料3ー1 水資基準項日解語 水質基準項目				T
番号	項目名	分類	基準値(mg/L)	解親
基 01	一般細菌	病原 生物	100 集落 以下/mL	水や土壌といった身の回りの様々な環境中に存在して増殖する菌で、水道水の一般的清浄度の指標です。一般細菌の検出は病原性の細菌が存在することを直接的に示すものではありません。
基 02	大腸菌		検出されないこと	人や動物の腸内常在菌であり、糞便汚染の指標です。水道水中で検出された 場合は、病原生物に汚染されている疑いがあります。
基 03	カドミウム及び その化合物		0.003 以下	河川やダムの水から検出されることはまれですが、鉱山や工場等の排水から 混入する場合があります。
基 04	水銀及びその化合物		0.0005 以下	河川やダムの水から検出されることはまれですが、下水や工場等の排水から 混入する場合があります。
基 05	セレン及び その化合物		0.01 以下	河川水にはごく微量含まれているときがあります。鉱山や工場等の排水から混 入する場合があります。
基 06	鉛及び その化合物	金属	0.01 以下	水道水には含まれていませんが、水道管の家庭への引込等に鉛管が使われていると検出されることがあります。また鉱山や工場等の排水から混入する場合があります。
基 07	ヒ素及び その化合物	-	0.01以下	河川やダムの水から検出されることはありませんが、鉱山や工場等の排水から 混入する場合があります。
基 08	六価クロム化合物		0.02 以下	河川やダムの水から検出されることはありませんが、鉱山や工場等の排水から 混入する場合があります。 令和2年度から基準値が強化されました。
基 09	亜硝酸態窒素	無機物質	0.04 以下	窒素肥料や腐植、家庭排水などに含まれる窒素化合物が化学的、微生物学的に酸化、還元を受けて生成します。
基 10	シアン化物イオン 及び塩化シアン		0.01以下	河川やダムの水から検出されることはありませんが、工場等の排水から混入する場合があります。
基 11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素		10 以下	窒素肥料・家畜の糞尿や生活排水・下水に多く含まれますが、高濃度に含まれると乳幼児がメトヘモグロビン血症を起こす場合があります。
基 12	フッ素及び その化合物		0.8以下	地質に由来するものの、自然界に広く分布しているため、河川水から微量に検 出される場合があります。適量を摂取すれば虫歯の予防に効果があるとされて いますが、 高濃度に含まれると斑状歯症状が現れることがあります。
基 13	ホウ素及び その化合物	金属	1.0 以下	鉄合金などの硬度増加材のほか、ガラス、化粧品の原料として使用されています。自然由来として火山地帯の地下水、温泉からの混入があります。
基 14	四塩化炭素		0.002 以下	フロンガスの製造原料、薫蒸殺菌剤、金属洗浄溶剤等に使われます。表流水 に排出されたものは大気中に揮散しますが、土壌汚染などにより地下水に検 出されることがあります。
基 15	1,4-ジオキサン		0.05 以下	溶剤、溶剤の安定剤、人工皮革の表面処理剤等に使われます。検出される事 例は工場排水に由来するものです。
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	一般機學質物質	0.04 以下	塩素系溶剤、化学合成品の中間体、溶剤、ラッカー等に使われます。表流水に排出されたものは大気中に揮散し、容易に光分解されますが、土壌汚染などにより地下水に検出されることがあります。
基 17	ジクロロメタン		0.02 以下	塗料剥離剤、洗浄剤、溶剤等に使われます。表流水に排出されたものは大気中に揮散しますが、土壌汚染などにより地下水に検出されることがあります。
基 18	テトラクロロエチレン		0.01 以下	ドライクリーニング溶剤、金属の脱脂洗浄剤等に使われます。地下水汚染物質 として知られています。表流水に排出されたものは大気中に揮散しますが、土 壌汚染などにより地下水に検出されることがあります。
基 19	トリクロロエチレン		0.01 以下	金属の脱脂洗浄剤、溶剤等に使われます。表流水に排出されたものは大気中 に揮散しますが、土壌汚染などにより地下水に検出されることがあります。
基 20	ベンゼン		0.01 以下	医薬品、染料、香料、合成樹脂などの原料等に使われます。表流水に排出されたものは大気中に揮散し、分解されます。水中では生物分解されます。芳香を有する溶剤です。

<sup>\*</sup>厚生労働省「水質基準の見直しにおける検討概要」及び日本水道協会「水道用語辞典」等を参考にして作成しました。

参考資料3-2 水質基準項目解説(その2)\*

水質基準項目			甘沸は( / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	### →W.
番号	項目名	分類	基準値(mg/L)	解説
基 21	塩素酸		0.6 以下	消毒剤で使用している次亜塩素酸ナトリウムを長期間貯蔵することでできる、 分解生成物です。
基 22	クロロ酢酸		0.02 以下	原水に含まれる有機物質と消毒用の塩素剤が反応してできる消毒副生成物です。
基 23	クロロホルム		0.06 以下	原水に含まれる有機物質と消毒用の塩素剤が反応してできる消毒副生成物です。
基 24	ジクロロ酢酸		0.03 以下	原水に含まれる有機物質と消毒用の塩素剤が反応してできる消毒副生成物で す。平成 26 年に食品安全委員会より水道水での評価値が新たに示され、平 成 27 年度から水道水質基準値が強化されました。
基 25	ジブロモクロロメタン		0.1 以下	原水に含まれる有機物質と消毒用の塩素剤が反応してできる消毒副生成物です。
基 26	臭素酸	消毒 副生	0.01 以下	オゾン処理時に生成します。
基 27	総トリハロメタン	成物	0.1以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの合計値が総トリハロメタンです。浄水場では、できる限り低減させるための努力を行っています。
基 28	トリクロロ酢酸		0.03 以下	原水に含まれる有機物質と消毒用の塩素剤が反応してできる消毒副生成物で す。平成 26 年に食品安全委員会より水道水での評価値が新たに示され、平 成 27 年度から水道水質基準値が強化されました。
基 29	ブロモジクロロメタン		0.03 以下	原水に含まれる有機物質と消毒用の塩素剤が反応してできる消毒副生成物です。
基 30	ブロモホルム		0.09 以下	原水に含まれる有機物質と消毒用の塩素剤が反応してできる消毒副生成物です。
基 31	ホルムアルデヒド		0.08 以下	工場排水や塗料などからの溶出により河川水に混入することがあります。また、浄水処理におけるオゾン処理や塩素消毒によって生成します。
基 32	亜鉛及び その化合物		1.0 以下	地質に由来する場合や、鉱山や工場等の排水から混入する場合等があります。また亜鉛メッキ鋼管から、溶出することもあります。高濃度に含まれると、水が白濁します。
基 33	アルミニウム及び その化合物	金属	0.2以下	地球上に広く多量に存在し、特に土壌に多く含まれています。水に溶けにくいので自然水中には少ないが、近年酸性雨により土壌中のアルミニウムが水源に溶出することが心配されています。浄水場においては、ポリ塩化アルミニウム (PAC)が凝集処理剤として使用されています。
基 34	鉄及び その化合物		0.3以下	地質に由来する場合や、ダム等の水では夏場に濃度が上がることがあります。 高濃度に含まれると異臭味(金気)や、洗濯物を茶褐色に着色することがありま す。
基 35	銅及び その化合物		1.0 以下	鉱山や工場等の排水や農薬が混入した場合等があります。また給湯器等に使われている銅管から溶出することもあります。高濃度に含まれると水道施設や洗濯物を青色に着色することがあります。
基 36	ナトリウム及び その化合物	味覚	200 以下	工場排水や海水、または消毒用の塩素剤に由来する場合があります。高濃度 に含まれると水がまずくなります。
基 37	マンガン及び その化合物	色	0.05 以下	河川、ダム等の底層水の溶存酸素が少なくなると底質から溶出してくることが あります。 高濃度に含まれると水が黒くなることがあります。
基 38	塩化物イオン	味覚	200 以下	地質に由来する場合や、海水、下水、工場・家庭の排水、し尿の混入などがあります。 高濃度に含まれると水がまずく(塩辛く)なります。
基 39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		300以下	主に地質に由来します。硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量を炭酸カルシウムの値として換算したものです。 硬度は水の味を大きく左右する成分です。 適度に含まれていればおいしい水になりますが、低すぎると、こくのない味がし、高すぎると、しつこい味になります。

<sup>\*</sup>厚生労働省「水質基準の見直しにおける検討概要」及び日本水道協会「水道用語辞典」等を参考にして作成しました。

参考資料3-3 水質基準項目解説(その3)\*

水質基準項目		基準値	hm ±v.	
番号	項目名	分類	(mg/L)	解 説
基 40	蒸発残留物	味覚	500 以下	水中に溶解または浮遊している物質の総量で、その水の一般的性状を示す水質指標です。主にミネラルの含有量を示しています。蒸発残留物の量が多いと苦味、渋味が増し適度に含まれていると、こくのあるまろやかな味となります。
基 41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2 以下	生活排水や工場排水により混入する場合があります。高濃度に含まれると水が 泡立つ原因となります。
基 42	ジェオスミン	かび臭	0.00001以下	微生物が産生するかび臭物質のひとつで、ダム、湖沼、河川等の表流水を水源 とする水道の異臭味障害原因物質として知られています。
基 43	2-メチルイソボルネオール	物質	0.00001 以下	微生物が産生するかび臭物質のひとつで、ダム、湖沼、河川等の表流水を水源 とする水道の異臭味障害原因物質として知られています。
基 44	非イオン界面活性剤	発泡	0.02 以下	界面活性剤のうち、水溶液中でイオンにならないもので、陰イオン界面活性剤と ともに洗剤として使用されています。
基 45	フェノール類	におい	0.005 以下	工場排水等の混入により、河川水から検出されることがあります。少量でも異臭味がしますが、塩素処理を行うと、さらに微量でも臭いの原因となります。
基 46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	味覚	3以下	水中には有機物や無機物のかたちで炭素が含まれていますが、そのうちの有機 物由来の炭素を指し、水の有機物汚染の指標となります。
基 47	pH 値		5.6~8.6	酸性・アルカリ性の液性の指標で、0 から 14 の数値で表します。7が中性で、 これより値が大きくなるほどアルカリ性が、小さくなるほど酸性が強くなります。
基 48	味		異常でないこと	水の味は、地質または生活排水、工場排水、海水、化学薬品等の混入や藻類 等の繁殖に起因します。
基 49	臭気	基礎的 性状	異常でないこと	水の臭気(におい)は、化学物質、油、生活排水、工場排水などの混入や藻類 の繁殖に起因します。
基 50	色度		5 度以下	水についている色の程度を示します。鉄・マンガン等や有機物等が高濃度に含まれていると高くなることがあります。基準値以下なら、ほとんど無色です。
基 51	濁度		2 度以下	水の濁りの程度を示します。基準値以下なら、ほとんど透明です。

<sup>\*</sup>厚生労働省「水質基準の見直しにおける検討概要」及び日本水道協会「水道用語辞典」等を参考にして作成しました。